

お客様各位

お申込みの前に以下の「PAT-ReSerge 利用規約」をよくお読み下さい。

1. お客様が「PAT-ReSerge」の利用を申し込んだ場合、本規約の全ての条件に同意したものと見なされ、お客様が署名した他の契約書と同様、本規約に効力が生じることを了承したことになります。
2. 「PAT-ReSerge」のお申込みは、「PAT-ReSerge」の提供の開始を意味するものではありません。
3. 「PAT-ReSerge」の提供は、当社が会員の申込みを承諾したときから開始されます。
4. 当社は、当社の都合により、「PAT-ReSerge」の申し込みをお断りする場合があります。

PAT-ReSerge 利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社アモティ（以下、AMOTY という）が提供する特許情報検索・分析サービス「PAT-ReSerge」（以下、「本サービス」という）を第3条に定める会員が利用する際に、会員とAMOTY間で成立する利用契約（以下、「利用契約」という）の条件を定めるものとします。

第2条（適用範囲・変更方法）

1. 本サービスにおいて個別のサービス内容に関して利用規定（以下、「個別規定」という）が定められている場合、会員は当該サービスの個別規定を遵守して利用するものとします。また、個別規定は本規約の一部を構成するものとし、本サービスにおいて事前に告知することにより、指定日時にて発効するものとします。
2. AMOTY は、本サービスに係るサイトに掲載するなど、会員に事前に通知することにより、指定日時にて本規約の内容を変更することが出来るものとします。

第3条（利用申込・受付・承諾）

1. AMOTY は、AMOTY が別途定める方法で本サービスの利用申込者からの利用契約の申込を受け付けた場合、必要な審査等を行った上で当該申込に対して承諾の有・無を通知するものとします。
2. AMOTY は、利用申込者からの申込を承諾した場合、当該利用申込者に本サービスを利用出来る会員資格を付与し、本サービス利用に必要となるユーザ ID およびパスワード等（以下、「ID 情報」という）を貸与・通知するものとします。
3. ID 情報等の通知に記載された利用開始日をもってAMOTYの利用申込に対する承諾の効力が生じ、当該利用申込者は会員（以下、「会員」という）となり、会員とAMOTYとの間で本規約を内容とする利用契約が成立するものとします。

第4条（ID情報の管理）

1. 会員は、AMOTY より貸与された ID 情報の管理および使用について一切の責任を負い、AMOTY から貸与された ID 情報以外の情報を使用して本サービスを利用しないものとします。
2. AMOTY は、会員の ID 情報の使用上の過誤、管理不十分または第三者による不正使用等に起因する会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。また、会員の ID 情報によって

本サービスの利用されている限り、第三者が不正に利用した場合であっても、会員はかかる利用料金等の支払義務を負うものとします。

3. AMOTY が会員に貸与した ID 情報は、当該会員および会員と同一団体に所属し、会員が許可した利用者のみが利用出来るものとし、第三者に使用させたり、譲渡、貸与、名義変更、質入、相続等の行為は、出来ないものとします。
4. 会員は、ID 情報を紛失したり、第三者による盗用等の被害をこうむった場合、速やかにその旨を AMOTY に通知するものとします。会員は、自らの ID 情報が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合や被害をこうむる恐れがある場合、速やかにその旨を AMOTY に通知するものとします。

第 5 条（契約期間と解約）

1. 会員資格は、第 3 条第 2 項に定める ID 情報等の利用申込者への通知に記載された利用開始日から発生し、その後、翌月から起算して 3 か月間有効に存続するものとします。
2. 会員または AMOTY のいずれか一方より、利用期間満了月の 25 日までに相手方に対して、本サービスの利用契約終了の意思表示がない限り、利用契約は自動的に継続となります。その後、利用契約は自動的に毎月更新されます。
3. 会員が、本サービスの利用契約を解約する場合には、AMOTY 所定の方式で AMOTY に通知するものとします。AMOTY は、会員から毎月 25 日までに解約通知を受理した場合、当該月の末日に解約とします。毎月 25 日以降に AMOTY が解約届を受理した場合、翌月末日での解約となります。この場合、会員は、すでに生じた未払いの利用料金等を速やかに支払うものとします。尚、既に AMOTY が受理した利用料金等については払い戻し請求等を行うことが出来ないものとします。

第 6 条（申込情報の変更）

会員は、名称、所在地、部署、ID 管理者、連絡先、請求先等、申込時の内容に変更が生じた場合には、AMOTY 所定の手続により速やかに AMOTY に通知するものとします。なお、当該通知がなされなかったことにより会員がこうむった不利益に関しては、AMOTY は一切の責任を負わないものとします。

第 7 条（利用環境の用意）

1. 会員は、本サービスを利用するために必要な機器、回線、ソフトウェア等の全ての機器・設備を自己の責任と費用負担において準備の上、設置するものとし、AMOTY はこれら機器・設備について一切の責任を負わないものとします。
2. 会員は、AMOTY が別途定める方法に従い、会員の責任と費用負担で本サービスに接続するものとし、本サービスを利用するために必要な通信費用、回線使用申請手数料等の全てを負担するものとします。

第 8 条（利用時間）

本サービスのサービス提供日および時間帯は、別途、定めるものとし、適宜設定して、本サービスに係るサイトに掲載するなどして告知するものとします。ただし、第 15 条 2 項に定める事由等より、本サービスを提供することが困難な場合、この限りではありません。

第9条（利用料金）

1. 会員は、本サービスの利用料金並びに利用料金に係る消費税・地方消費税およびその他賦課される税（以下、「利用料金等」という）をAMOTYに支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金は、別途、定めるものとし、利用料金を改定する場合は30日前までの会員に対する事前通知の上、実施するものとします。
3. 前項の場合、第5条1項の定めにかかわらず会員は30日以内にAMOTYに対し、書面による通知を行い、利用料金等の改訂の効力発生日を以て利用契約を中途解約することが出来るものとします。
4. AMOTYは、会員より支払われた本サービスの利用料金等については、いかなる事由が生じても返還しないものとします。
5. 利用料金等の支払いを不当に免れた会員は、AMOTYに対し免れた額の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。
6. 利用料金等または割増金の支払いを遅延した会員は、AMOTYに対し遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を支払うものとします。またAMOTYは、現実に会員から利用料金等または割増金の支払いを受けるまでの間、本サービスの提供を中止することが出来るものとします。

第10条（請求・支払）

AMOTYは、毎月25日に当月の利用料金の算出を行い、月末に当該利用料金の請求を行います。会員は、請求書受領後、30日以内にAMOTY指定の金融機関に利用料金を振り込むものとします。

第11条（提供条件）

1. 本サービスにおいてAMOTYが会員に提供するサービスの内容は、AMOTYが適宜設定し、その時点でAMOTYが提供可能なものとします。
2. AMOTYは、自らの判断により、会員に事前の通知を行うことなく、本サービスにおいて会員に提供するサービスの内容の追加、変更、部分改廃等を行うことが出来るものとし、会員はこれに異議を申し立てないものとします。
3. AMOTYは、本サービスにかかるシステムの保守・点検および不測の事態の発生等により、会員に事前の通知を行うことなく、本サービスの提供を一時的に中断または停止することが出来るものとし、会員はこれを承諾するものとします。
4. 前2項による本サービスの追加、変更、部分改廃、中断または停止等につき、AMOTYは一切の責任を負わないものとします。
5. AMOTYは、本サービスの全部または一部について、第三者に委託して、第三者を通じて、あるいは第三者のサービスを現状有姿のまま提供することがあります。

第12条（ソフトウェアの提供）

AMOTYは、会員が本サービスに付随して、特定用途のソフトウェア（以下「関連ソフトウェア」という）に関する使用权を会員に許諾することがあります。この場合、会員は、AMOTYと関連ソフトウェアの利用規定に従って、関連ソフトウェアを使用するものとします。

第13条（保証）

本サービスは、AMOTYが自ら保持する情報、AMOTY以外の情報提供者（以下、「コンテンツ提供者」という）から得た情報等をデータベース化し、現状有姿のまま、会員にその利用を許諾するものであり、AMOTYは本サービスを通じて会員に提供される文章、データ、図表、音、映像、ソフトウェア、検索結果、利用の成果およびその他一切の情報等（以下、「コンテンツ等」という）について、その完全性、正確性、信頼性、有用性等のいかなる保証も会員および第三者に対して行わないものとします。

第14条（AMOTYが保管するデータの管理）

1. AMOTYは、会員が本サービスに入力した以下各号に定めるデータ（以下「会員データ」という）を、会員の秘密情報または個人情報として管理するものとします。
 - （1）氏名、メールアドレス、組織情報
 - （2）社内分類、ランク、コメント等、特許の評価情報
 - （3）アクセスログ
 - （4）その他、会員が本サービスに入力したデータであって、秘密情報または個人情報と判断されるもの
2. AMOTYは、会員データへの不当なアクセスまたは会員データの紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険の防止のために、AMOTY所定の合理的に適切な措置（以下、「安全管理措置」という）を定め、会員データを管理するものとします。
3. AMOTYは、個人情報の帰属する個人または官公庁から会員データの開示請求、訂正または削除の請求を受けた場合、すみやかに会員に通知するものとし、当該個人または官公庁の請求に直接応じる義務はないものとします。
4. AMOTYは、会員データについて、自己の役員または従業員の中から特定の管理責任者を選任し、管理を徹底させるものとします。
5. AMOTYは、会員データを取り扱う自己の従業員や委託先や提携先を限定し、これらに対して適切な監督を行うものとします。
6. 会員は、AMOTYにおける安全管理措置の履行状況を確認するために必要な限度において、AMOTYに対し、書面による事前の通知をもって、口頭若しくは書面による報告、資料の提出または監査の受入れを求めることが出来るものとします。この場合、AMOTYは、事業の運営に支障があるときその他の正当な理由がある場合を除き、会員の求めに応じるものとします。但し、AMOTYはAMOTYと同一もしくは類似の事業を行っているまたは競合関係にあるもしくはこれになり得る者による監査を拒否することが出来るものとします。
7. 報告、資料の提出または監査にあたり、会員およびAMOTYは資料その情報の秘密保持等について定めた秘密保持契約を事前に締結するものとし、また会員は、監査のためにAMOTYの事業所またはコンピュータセンターへの入室が必要となる場合、AMOTY所定の事務処理規則および入退館規則に従うものとします。
8. AMOTYは、会員からの報告、資料の提出または監査の求めが通常の範囲を超えると判断するとき、これらのためにAMOTYが要した費用を会員に請求することが出来るものとします。
9. 会員は、報告、資料の提出または監査の結果、会員データの保護管理が図られていないと認めるときは、AMOTYに対しその理由を書面により説明したうえで、安全管理措置の改善を要請することができます。但し、安全管理措置の改善が、従前の水準を上回る措置の実現を内容とす

るものであるときはまたは本サービスの対価に鑑みて商業的に合理的な観点で不相応な費用を要するものであるときは、その費用は会員が負担するものとします。

10. AMOTY は、会員データへの不当なアクセスまたは会員データの紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生したときは、直ちに会員に報告するものとし、安全管理措置に違反したことにより発生したものであるときは、事故の拡大または再発を防止するために合理的に必要と判断する措置を講じるものとします。なお、会員および AMOTY が講じるべき措置および費用負担の内容については、事故の内容および規模等に鑑み、会員と AMOTY 協議の上で定めるものとします。

第15条（免責事項）

1. AMOTY は、会員が本サービスを利用することにより発生した一切の損害（情報入手の遅延もしくは困難、情報の滅失もしくは損壊、その他財産上の損害を含むが、これらに限定されない）について、いかなる責任も負わないものとします。
2. 会員および AMOTY は、次の各号に掲げる事由または当事者の支配を超えたその他の事由により会員、AMOTY または第三者がこうむった損害（サービスの中断、遅延等が生じた結果による使用不能あるいは情報の滅失または損壊等の損害を含む）については、互いにその責を負わないものとします。
 - （1）地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争など当事者の支配を超えた事由により生じる損害
 - （2）電子計算機、通信回線の障害、電力事故、輸送機関等の事故または保全に必要な工事等に起因する損害
 - （3）法令制度の改廃または公権力による命令処分により生じる損害
 - （4）第三者の物理的または電子的侵害行為（ウイルス、有害コード、ハッキング等不正アクセス行為を含みます）による損害
 - （5）ハードウェアおよびソフトウェアの不具合による損害
 - （6）本サービスの操作ミス、または会員が設置、維持管理するハードウェアおよびソフトウェアの障害に起因する損害
 - （7）AMOTY 以外の権利者のソフトウェアまたはデータの誤謬に起因する損害、会員のサービスまたはネットワークの不具合に起因する損害
 - （8）AMOTY の予知できなかった設備、ソフトウェアの不具合、トランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因する損害
 - （9）電気通信事業者、インターネット接続プロバイダーの責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化に起因する損害
 - （10）その他、本規約に於いて免責されている事象に起因する損害
3. AMOTY は、第14条第2項に基づく安全管理措置に定めるあるいは実装される会員データの防衛手段（不正アクセスの防止対策を含むがこれに限定されない）に含まれないまたは防衛手段を突破あるいは回避された結果として生じた会員データの紛失、破壊、改竄、漏洩等に係る損害については、責を負わないものとします。
4. 会員が本サービスを利用することによって第三者に対して損害を与えた場合、会員は、自己の責任と費用負担において、これを処理解決し、AMOTY およびコンテンツ提供者に一切の損害を与えないものとします。
5. 会員が本規約に違反した行為または不正もしくは違法な行為によって AMOTY またはコンテンツ

提供者に損害を与えた場合、AMOTY は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことが出来るものとします。

6. 前各項の定めが無効とされ、会員または AMOTY が本規約に基づいて相手方に対する損害賠償責任を負う場合、その総額は、いかなる場合においても、本サービスの利用料金相当額（利用料金の支払い条件〔月払いの場合は月額相当額、年額払いの場合は年額相当額〕によって算定されるものとします）を超過しないものとします。また、会員または AMOTY は、相手方に現実に発生した通常且つ直接の損害のみについて賠償の責を負うものとし、逸失利益、データの損失またはその不正確さ、間接損害、特別損害、偶発的損害、結果損害については、その予見の有無を問わず、一切責任を負わないものとします。

第 16 条（利用条件）

1. 会員は、AMOTY が事前に承認した場合を除き、本サービスを利用して入手したいかなるコンテンツ等も通常業務の範囲における内部的な利用以外の目的に使用しないものとします。
2. 会員は、本サービスを通じて入手したいかなるコンテンツ等も第三者に開示し、または複製、販売、その他いかなる方法においても第三者に提供することができないものとします。但し、以下の（１）、（２）に該当する場合には、第三者に提供を行なえるものとします。
 - （１）出資比率が 50% を超える出資関係にある親会社と知的財産権に関する業務を主な事業とする子会社との間での情報提供
 - （２）特許事務所（弁理士）もしくは、特許調査を主たる業務とする企業が依頼主からの依頼に基づき行う情報提供

第 17 条（禁止行為）

1. 会員は、本サービスにおいて、以下の行為をしてはならないものとします。会員が、本サービスにおいて、以下の行為を行いまは行うおそれがあると AMOTY が判断した場合、AMOTY は当該行為を差し止めるために適切な措置を講じることが出来るものとします。
 - （１）他の会員の ID 情報を不正に使用する行為
 - （２）AMOTY、コンテンツ提供者または第三者の権利または財産を侵害する行為
 - （３）AMOTY、コンテンツ提供者または第三者に不利益を与える行為
 - （４）本サービスの運営を妨げるまたは信用を失墜する行為
 - （５）単純なデータ取得を目的とした大量データのダウンロード行為
 - （６）ロボットアクセス（プログラムによる定期的な自動データ収集）行為
 - （７）法令もしくは公序良俗に反する行為または犯罪行為
 - （８）その他 AMOTY が不相当と判断した行為
2. 前項で禁止される行為を会員が行った場合、その行為に関する一切の責任は当該会員が負い、かかる行為によって AMOTY に損害を与えた場合には、会員は AMOTY がこうむった損害を賠償するものとします。

第 18 条（利用承認の取消）

1. AMOTY は、会員が次のいずれかに該当すると自ら判断した場合、会員への事前の通知、催告を行うことなく、本サービスの利用の一時的停止をなし、または利用契約を解除することにより本サービスの会員資格を取消することができます。この場合、会員はすでに生じた本サービスの

利用料金等について、AMOTY 所定の方法により支払うものとし、また、AMOTY にすでに支払われた本サービスの利用料金等については払戻しの請求等は一切行うことができないものとします。

- (1) 利用申込内容に虚偽の内容があったことが判明したとき
 - (2) 登録情報の改ざん、ID 情報の不正使用、本サービスの運営妨害等を行なったとき
 - (3) 本サービスの利用料金等の支払を遅滞または支払を行わなかったとき
 - (4) 本規約のいずれかに違反したとき
 - (5) 手形、小切手の不渡りを発生させ、または銀行取引処分を受けたとき
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行または公租公課の滞納処分をうけたとき
 - (7) 破産、民事再生、会社整理または会社更生の申立てがあったとき
 - (8) 営業を停止し、債務の任意整理を開始し、または清算に入ったとき
 - (9) その他信用を著しく失墜させたと認められる事由が生じたとき
 - (10) 会員または会員の構成員が所謂反社会的勢力に自ら所属あるいは関係していると判断するときまたは AMOTY 所定の取引基準を満たさないと判断するとき
 - (11) その他会員として不適当な行為があったとき
2. 会員が前項各号の一に該当すると AMOTY が判断したにも係わらず、AMOTY が直ちに利用契約を解除しない場合でも、書面によって解除権を放棄しない限り、AMOTY の解除権は消滅しないものとします。

第 19 条（効 力）

本規約の一部が無効であり強制力を有しないものとされた場合においても、その他の部分の有効性は影響を受けず、効力を維持します。但し、本規約は会員および AMOTY の法律上の権利の行使を制限するものではありません。本規約は、会員および AMOTY の本サービスに関する完全な合意であり、本サービスの利用契約の効力発生以前または以後の、他の全ての表明、交渉、了解、連絡または通知に優先します。

第 20 条（存続条項）

1. 本規約は、利用契約の有効期間が終了するまで有効とします。但し、本規約のうち、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条は、以後も有効とします。

第 21 条（協 議）

本規約に定めなき事項または本約条の解釈に関する疑義については、会員と AMOTY は信義則に則り、誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第 22 条（準拠法）

本規約を内容とする本サービスの利用契約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

第23条（専属的合意管轄裁判所）

会員とAMOTYの間で本規約につき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約は、2011年2月14日より効力を発するものとします。